

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特称(提案の番号・名称)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の取扱い	「措置の内容」の取扱い	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁			
040200	地方議員議員選挙における公選選挙法第14条第2項の規制	公選選挙法第14条第2項	公選選挙法第14条第2項		公選選挙法第14条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第14条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第14条第2項の規制を撤廃することを目指す。	公選選挙法は、選挙における公平性の確保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の公平な競争がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。しかしながら、候補者の候補者が候補者の政策を決定する権利が認められ、これにより選挙の公平性が確保される。また、公選選挙法第14条第2項の規制は、選挙の公平性を確保するために必要とされている。したがって、公選選挙法第14条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第14条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第14条第2項の規制を撤廃することを目指す。	C	I		地方の首長選挙における、いわゆるローカルマニフェストの導入については、政治倫理の確立及び公選選挙法改正に関する特別委員会の委員提案による公選選挙法の改正により、年次別から年次別への移行が実現されている。地方議員議員選挙においては、公選選挙法第14条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第14条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第14条第2項の規制を撤廃することを目指す。	C	I							個人	東京都	総務省		
040240	公選選挙法第9条第2項	公選選挙法第9条第2項	公選選挙法第9条第2項		公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。	公選選挙法は、選挙における公平性の確保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の公平な競争がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。しかしながら、候補者の候補者が候補者の政策を決定する権利が認められ、これにより選挙の公平性が確保される。また、公選選挙法第9条第2項の規制は、選挙の公平性を確保するために必要とされている。したがって、公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。	C	I		外国籍外国人に対する地方議員議員選挙の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会の各党各派において十分に議論が必要である。(なお、国会において議員立法による法案として審議されていること。)	C	I								三次市	広島県	総務省	
040240	公選選挙法第9条第2項	公選選挙法第9条第2項	公選選挙法第9条第2項		公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。	公選選挙法は、選挙における公平性の確保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の公平な競争がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。しかしながら、候補者の候補者が候補者の政策を決定する権利が認められ、これにより選挙の公平性が確保される。また、公選選挙法第9条第2項の規制は、選挙の公平性を確保するために必要とされている。したがって、公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。	C	I		外国籍外国人に対する地方議員議員選挙の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会の各党各派において十分に議論が必要である。(なお、国会において議員立法による法案として審議されていること。)	C	I								個人	東京都	総務省	
040250	公選選挙法第9条第2項	公選選挙法第9条第2項	公選選挙法第9条第2項		公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。	公選選挙法は、選挙における公平性の確保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の公平な競争がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。しかしながら、候補者の候補者が候補者の政策を決定する権利が認められ、これにより選挙の公平性が確保される。また、公選選挙法第9条第2項の規制は、選挙の公平性を確保するために必要とされている。したがって、公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第9条第2項の規制を撤廃することを目指す。	C	I		日本国憲法の改正手続きに関する法律(選挙法)第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢十八年以上二十二年未満の者が公選選挙に参加することができることとする。選挙権を有する者の年齢を定める公選選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされていることである。この規定に基づき、現行の成人年齢や選挙権の取得日など法律体系全体の関連も十分考慮しながら検討すべき事項である。	C	I									三次市	広島県	総務省
040250	地方公共団体の議員の選挙権	公選選挙法第18条第1項	公選選挙法第18条第1項		公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。	公選選挙法は、選挙における公平性の確保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の公平な競争がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。しかしながら、候補者の候補者が候補者の政策を決定する権利が認められ、これにより選挙の公平性が確保される。また、公選選挙法第18条第1項の規制は、選挙の公平性を確保するために必要とされている。したがって、公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。	C	I		日本国憲法の改正手続きに関する法律(選挙法)第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢十八年以上二十二年未満の者が公選選挙に参加することができることとする。選挙権を有する者の年齢を定める公選選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされていることである。この規定に基づき、現行の成人年齢や選挙権の取得日など法律体系全体の関連も十分考慮しながら検討すべき事項である。	C	I									特定非営利活動法人Rights(ライツ)	東京都	総務省
040250	地方公共団体の議員の選挙権	公選選挙法第18条第1項	公選選挙法第18条第1項		公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。	公選選挙法は、選挙における公平性の確保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の公平な競争がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。しかしながら、候補者の候補者が候補者の政策を決定する権利が認められ、これにより選挙の公平性が確保される。また、公選選挙法第18条第1項の規制は、選挙の公平性を確保するために必要とされている。したがって、公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。	C	I		日本国憲法の改正手続きに関する法律(選挙法)第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢十八年以上二十二年未満の者が公選選挙に参加することができることとする。選挙権を有する者の年齢を定める公選選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされていることである。この規定に基づき、現行の成人年齢や選挙権の取得日など法律体系全体の関連も十分考慮しながら検討すべき事項である。	C	I									個人	千葉県	総務省
040260	地方公共団体の議員の選挙権	公選選挙法第18条第1項	公選選挙法第18条第1項		公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。	公選選挙法は、選挙における公平性の確保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の公平な競争がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。しかしながら、候補者の候補者が候補者の政策を決定する権利が認められ、これにより選挙の公平性が確保される。また、公選選挙法第18条第1項の規制は、選挙の公平性を確保するために必要とされている。したがって、公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。	C	I		日本国憲法の改正手続きに関する法律(選挙法)第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢十八年以上二十二年未満の者が公選選挙に参加することができることとする。選挙権を有する者の年齢を定める公選選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされていることである。この規定に基づき、現行の成人年齢や選挙権の取得日など法律体系全体の関連も十分考慮しながら検討すべき事項である。	C	I									個人	千葉県	総務省
040260	地方公共団体の議員の選挙権	公選選挙法第18条第1項	公選選挙法第18条第1項		公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。	公選選挙法は、選挙における公平性の確保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の公平な競争がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。しかしながら、候補者の候補者が候補者の政策を決定する権利が認められ、これにより選挙の公平性が確保される。また、公選選挙法第18条第1項の規制は、選挙の公平性を確保するために必要とされている。したがって、公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において公選選挙法第18条第1項の規制を撤廃することを目指す。	C	I		日本国憲法の改正手続きに関する法律(選挙法)第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢十八年以上二十二年未満の者が公選選挙に参加することができることとする。選挙権を有する者の年齢を定める公選選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされていることである。この規定に基づき、現行の成人年齢や選挙権の取得日など法律体系全体の関連も十分考慮しながら検討すべき事項である。	C	I									個人	千葉県	総務省
040270	地方自治法第21条第3項	地方自治法第21条第3項	地方自治法第21条第3項		地方自治法第21条第3項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において地方自治法第21条第3項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において地方自治法第21条第3項の規制を撤廃することを目指す。	地方自治法は、地方自治の推進がその法の理念とされている。よって地方自治の推進がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。しかしながら、地方自治の推進がもたらされる選挙の環境については、多くの規制が設けられている。したがって、地方自治法第21条第3項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において地方自治法第21条第3項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において地方自治法第21条第3項の規制を撤廃することを目指す。	C	-		今回の特設申請は、現行法に基づき導入されるべき地方自治法の改正に関するものである。地方自治法の改正に関する法律(地方自治法)第21条第3項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において地方自治法第21条第3項の規制を撤廃することを目指す。地方議員議員選挙において地方自治法第21条第3項の規制を撤廃することを目指す。	C	-									新府町	北海道	総務省 法務省 厚生労働省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の名称(規制の番号・名称)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都府県	制度の普及・関係府庁
040020	市町村振興策(中心)の地域再生(中心)の地域再生		制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	C		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	E		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		丹波市	兵庫県	総務省
040020	コミュニティ放送(放送法第10条第1項)	放送法	制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	C		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	C		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		兵庫県	兵庫県	総務省
040030	救急教士による救急医療(救急医療法第21条第1項)	救急医療法	制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	-		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	-		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		兵庫県	兵庫県	総務省
040030	救急教士による救急医療(救急医療法第21条第1項)	救急医療法	制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	-		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	-		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		兵庫県	兵庫県	総務省
040030	救急教士による救急医療(救急医療法第21条第1項)	救急医療法	制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	-		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	-		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		兵庫県	兵庫県	総務省
040030	救急教士による救急医療(救急医療法第21条第1項)	救急医療法	制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	-		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	-		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		兵庫県	兵庫県	総務省
040030	救急教士による救急医療(救急医療法第21条第1項)	救急医療法	制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	-		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	-		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		兵庫県	兵庫県	総務省
040030	救急教士による救急医療(救急医療法第21条第1項)	救急医療法	制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	-		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	-		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		兵庫県	兵庫県	総務省
040030	救急教士による救急医療(救急医療法第21条第1項)	救急医療法	制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	-		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	-		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		兵庫県	兵庫県	総務省
040030	救急教士による救急医療(救急医療法第21条第1項)	救急医療法	制度の現状		求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	-		各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	-		各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		兵庫県	兵庫県	総務省